

住宅改修業者登録制度を 活用してみませんか？

～県民とリフォーム業者さんとのかけ橋～

兵庫県では、一部の悪質なリフォーム業者による被害を防ぐため、県の定める条件を満たすリフォーム業者さんに登録いただき、情報を公開する「**住宅改修業者登録制度**」を実施しています。県民のリフォーム選択の一助として、本制度を活用してみませんか？

登録によるメリット

- ・本制度は、創設から約20年が経過し、700を超える業者さんにご登録をいただいています。ご登録いただくことで、「**リフォーム業者検索システム**」上に、業者さんの情報が掲載されるので、**受注機会の拡大が期待**できます。
- ・**ひょうご住まいの耐震化促進事業**の補助を受けて実施する改修工事は、住宅改修業者登録制度の登録が必須です。補助を受けた工事の概要（住宅の規模・工事費・耐震性能等）が公表されるので、工事实績のPRにもなります。

制度概要・申請案内



◆登録制度◆

制度概要・登録審査
基準はこちら



◆電子申請システム◆

登録申請はこちら



◆リフォーム業者 検索システム◆

登録業者情報はこちら

登録申請は、電子申請システムまたは郵送により申請してください。
常時申請受付を行っています。審査には1か月要しますのでご了承ください。

お問い合わせ先

住宅政策課住宅行政班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL：078-362-9295（内線75527）
Eメール：jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

